

京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(副研究科長)</p> <p>第2条の2 文学研究科に、副研究科長<u>2</u>名を置く。</p> <p>2 副研究科長は、文学研究科の専任の教授のうちから、研究科長が指名する。</p> <p>3 副研究科長の任期は、指名する研究科長の任期の範囲内において、当該研究科長が定める。</p> <p>4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。</p> <p>(中略)</p> <p>(ユーラシア文化研究センター)</p> <p>第8条 文学研究科に、附属の教育研究施設として、<u>ユーラシア文化研究センター(羽田記念館)</u>(以下「センター」という。)を置く。</p> <p>2 センターにセンター長を置き、文学研究科の教授をもって充てる。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 センター長は、センターの業務をつかさどる。</p> <p>5 センターの運営に関する事項について、センター長の諮問に应ずるため、センター運営委員会を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、研究科長が定める。</p> <p>(後略)</p>	<p>(副研究科長)</p> <p>第2条の2 文学研究科に、副研究科長<u>3</u>名を置く。</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(文化遺産学・人文知連携センター)</p> <p>第8条 文学研究科に、附属の教育研究施設として、<u>文化遺産学・人文知連携センター</u>(以下「センター」という。)を置く。</p> <p>2 センターにセンター長を置き、文学研究科の教授をもって充てる。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 センター長は、センターの業務をつかさどる。</p> <p>5 センターの運営に関する事項について、センター長の諮問に应ずるため、センター運営委員会を置く。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、研究科長が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する文化遺産学・人文知連携センター長の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。</p> <p>3 京都大学文化財総合研究センター規程(平成20年達示第4号)は、廃止する。</p>